

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 保健福祉部

保健福祉政策課、医療政策課、急病診療所、看護専門学校、
長寿社会課、障がい福祉課、生活福祉課、健康づくり課、
試験検査課、生活衛生課、食肉衛生検査所、医療保険課、
指導監査課、新型コロナウイルス感染症特別対策室

3 監査の期間 令和4年8月31日（水）～令和4年11月11日（金）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。（看護専門学校）

専決事項については、決裁処理を確実にを行うための根幹となるルールであることから、規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 要介護認定調査業務委託契約において、契約書第2条で「2 乙は受託業務の開始に際しては、あらかじめ要介護認定調査に従事する者…の名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。」と定めているにもかかわらず提出させていなかった。（長寿社会課）
- ② 佐世保市生活保護システム保守業務委託契約ほかにおいて、契約書第9条に定める手続きを行わないまま、業務の一部を第三者に請け負わせていた。（生活福祉課）
- ③ 令和4年度佐世保市生活困窮者自立相談支援業務委託において、仕様書で「9 実績等の報告(1)乙は、毎月の事業報告書を翌月15日(3月は3月31日)までに甲に提出するものとする。」と定められているにもかかわらず、仕様書どおりに提出させていなかった。（生活福祉課）
- ④ 犬の登録鑑札等の交付及び手数料徴収業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、積算価格の100円未満の端数を切り捨てないまま消費税等相当額を加算し予定価格として設定していた。（生活衛生課）

契約書等に基づく書類提出及び再委託の手続きについては、前回は発見した不備事項である。契約事務の執行にあたっては、契約書等に定められた条項を遵守するとともに、関係要綱等を再認識し、適正な事務処理を行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第22条第1項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品を報告していないものがあった。（障がい福祉課）

備品は市民の財産であることを再認識するとともに、規則を十分確認し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。